

2016（平成28）年度 法学未修者入学試験（8月試験）出題趣旨

【小論文】

1 設問1

資料としたのは、2014年12月23日付西日本新聞朝刊に掲載された関連記事のすべてであるが、「今回の答申」自体は、資料として与えられていない。また、各記事は、様々な観点からのものであるため、表現も含めて必ずしも全体として統一的な文章になっているわけでもない。

しかしながら、与えられた資料を正確に読み解き、制度改革の目的とその手段という観点から分析することによって、「今回の答申」が思い描く大学入試制度の内容を合理的に推測して明らかにすることは可能である。

現在生起している大学入試制度改革という問題を題材にして、受験生それぞれが持つ読解力、推理力、分析力、論理的思考力を遺憾なく発揮して、それを明らかにして欲しいというのが本問の出題趣旨である。

資料から読み取ることのできる「今回の答申」の制度改革の目的は、「知識偏重の入試制度から、思考力や主体的に学習に取り組む姿勢を評価する入試制度への転換を図ることで、社会のニーズに合致した教育を目指す。」といったところだろう。

この目的を達成する手段として、大学入試の問題を思考力や主体的に学習に取り組む姿勢を評価できるもの、更には、各大学の求める人材を多面的に評価して選考できるようなものにしていかなければならないというのが「今回の答申」の目指すところである。

しかしながら、各大学は、独自に試験問題を作って試験を行い、入学者を選考するのであるから、そのような試験問題や選考方法によって選考を行える環境を整えない限り、各大学が任意にそのような入学者選考を行うということは考えにくい。

そこで、その環境整備の手段として、導入されようとしているものの一つが、高校卒業時まで習得していなければならないと思われる知識、技術や考え方、それ加えてその活用力や思考力を試す試験として位置づけられている大学入試希望者学力評価テストである。

それと、もう一つ導入されようとしているものが、高校生の知識や技術の習得状況を図るための高校基礎学力テストである。

この二つの試験（高校基礎学力テストは知識、大学入試希望者学力評価テストはそれに加えて活用力という性質上、後者が重視されることになろう。）を、高校卒業予定者を含む大学入試希望者の学力の程度を客観的に把握できるものにし、各大学から「独自の試験でこの点を再確認する必要性を認めない。」と言われるほどの信頼を得られるものにしたいというのが今回の答申の強い思いであろう。

これらの制度内容を読み取って説明することが求められる。

2 設問 2

今回の答申に対しては、反対の意見や疑問の声も多く上っている。反対の意見に配慮しながらよりよい制度改革を成し遂げる方向で考えるにせよ、反対の立場から制度改革自体を否定して現状を維持する方向で考えるにせよ、説得力ある方法で論旨を展開して問題の解決を図ることが必要になるのであって、受験生それぞれに説得力ある方法で反対意見に対する自分の考え方を展開して欲しいというのが本問の出題趣旨である。

設問 1 で整理した今回の答申が思い描く大学入試制度の内容とその考え方に対して一定の理解を示したうえで、それでもなお、理由を示して反対意見に同調したり、逆に、反対意見にも配慮した改革を進めるべきであるとの意見表明ができていた答案に対する評価が高いものになる。

それに対し、今回の答申が思い描く制度内容に対する理解が不十分なまま制度改革自体を否定したり、各大学が独自の判断で行うことになる大学の入学者選考試験の困難性や問題点のみを指摘することによって、反対意見に同調し、今回の答申を批判するに止まるものについては、評価は低いものになる。

以上